説明書

•不誠実対応-27

吹田市の調べで、事故を起こした従業員は今までも何度か禁止されている単独での誘導を 行っていた事が判明している。吹田市からの遺族への説明では、事故を起こした従業員が単 独で悠生君を施設の入口まで連れてきて、そこで施設内にいるスタッフを呼んで入口を開 錠していたとのことであった。しかしながら今回の説明では、事故を起こした当該従業員は、 持っている鍵を使って自分で開錠したとなっている。それが正しいのであれば、吹田市の調 べに対して、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、嘘情報を与えている事になる。

(音声ファイル-27)

(会話の大まかな内容) (音声ファイル-27) [0:00:00]⇒[0:02:50]

・悠生君の母親(清水亜佳里) [0:00:00]

吹田市からの遺族への説明で、今までも当該従業員は何度か禁止されていた単独での誘導 を行っていたことが判明している。

- 一人で誘導するメリットって何だろうと考えた時、直ぐに施設に入れるからかと思った。 しかし吹田市からの説明では、施設内に入ろうとすると施設内にいる従業員を呼び出して、 入口を開錠しないと施設内に入れないと聞いた。
- 一人で移動させて直ぐに施設内に入れるのならば、ある程度は怠慢に値する意味はあるが、外で待たなくてはいけないとなると、1)一人で誘導していること。2)施設内に入るまでの時間が長くなること。さらには、3)他の児童が車内にいること。の状況に陥る。

これではリスクが上がるだけで、なんのメリットもない。どうしてこのような変な仕方を とっていたのか理解できない。

・児童発達支援管理責任者(宇津雅美) [0:01:26]

職員全員がカギ(差し込むような鍵)を持っている。従って、(施設の入口)まで連れて行って ただそこで待っているという事はないと発言。

・悠生君の父親(清水悠路) [0:01:38]

過去(単独で誘導していた時)は、そう(差し込むような鍵を使って施設の入口のドアを開錠 し、施設内にはいる)やっていたのか確認。

・悠生君の父親(清水悠路) [0:01:48]

鍵は全員が持っていることは解ったのですが、過去に悠生君を単独で誘導した時には鍵を 使って施設内に入ったのかを確認の発言。 ・事故を起こした当該従業員 [0:02:01]

過去に単独で悠生君を誘導した時も、会社の鍵を使って(開錠の為に他のスタッフを呼んだのではなく)施設内に入ったと説明。

・悠生君の父親(清水悠路) [0:02:07]

誰かを呼んで(開錠して貰い)、(施設内に)入ったのではなく、持っている鍵を使って施設内 に入ったのかを確認(事実を確定する目的で、再度、尋ねた)。

- ・事故を起こした当該従業員 [0:02:10] 自分で鍵を開けて(施設内)に入ったと説明。
- ・悠生君の母親(清水亜佳里) [0:02:15]

吹田市はその様に説明していなかった。訂正はちゃんと吹田市にしているのか確認。吹田市は待機して待っているって言っていた。吹田市に対しての説明と違うことを言っていることを指摘。吹田市に嘘を言っているのですか?と発言。

・アルプスの森側弁護士 [0:02:37]

「このあたりになると取り調べに関わってくることなので…」

そう言った内容は現在取り調べを受けている内容。今後、裁判で明らかになっていくと思われるとのこと。

と弁護士が上記の会話を阻止。

(上記会話における問題点)

*事故を起こした従業員が、過去にも何度か悠生君を単独で誘導したいた事は判明している。その過去の単独で誘導していた時、施設内に入る為の開錠方法について、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、吹田市に説明した内容と、異なる内容の説明を行っている。今回の説明が正しいのであれば、吹田市の取り調べで嘘を言っていることになる。